

平成 2 9 年 1 2 月

第 5 回 人 吉 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案

人 吉 市

平成 29 年 12 月 第 5 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 81 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号））
議第 82 号	平成 29 年度 人吉市一般会計補正予算（第 5 号）
議第 83 号	平成 29 年度 人吉市一般会計補正予算（第 6 号）
議第 84 号	平成 29 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 2 号）
議第 85 号	平成 29 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第 86 号	平成 29 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予 算（第 2 号）
議第 87 号	平成 29 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予 算（第 1 号）
議第 88 号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
議第 89 号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
議第 90 号	人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定につい て
議第 91 号	市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
議第 92 号	公の施設の指定管理者の指定について
議第 93 号	損害の賠償について
議第 94 号	損害の賠償について

議第 8 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 5 号 平成 2 9 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号）
（平成 2 9 年 9 月 2 9 日専決）

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 9 月 29 日

人吉市長 松岡 隼人

- 1 平成 29 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号）

- 議第 8 8 号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議第 8 9 号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議第 9 0 号 人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議第 9 1 号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 8 8 号

人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加え、「及び第 2 項」を「又は第 2 項」に改める。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において配偶者育児休業をしている場合
- (2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第 3 条第 7 号中「すること」の次に「又は第 2 条の 4 の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第１４号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部改正に伴い、国家公務員における育児休業制度に準じて育児休業の対象となる非常勤職員の育児休業期間の再延長に関する事項を定めることその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 9 号

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 0 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 2 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 1 0 条第 1 1 項第 5 号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 1 8 条の 2 に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

9 平成 3 4 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 1 0 条第 1 0 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 0 条第 1 0 項	第 2 8 条まで	第 2 8 条まで及び附則第 5 条
第 1 0 条第 1 0 項 第 2 号	イ 雇用保険法第 2 2 条 第 2 項に規定する厚生 労働省令で定める理由	イ 雇用保険法第 2 2 条 第 2 項に規定する厚生 労働省令で定める理由

	により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
--	---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第9項の規定により読み替えて適用する場合も含む。）の規定は、退職職員（退職した人吉市職

員の退職手当の支給に関する条例（昭和26年人吉市条例第20号）第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第10条第15項において準用する場合も含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が施行日以後である場合について適用する。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）による国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正に伴い、国家公務員における失業者の退職手当制度に準じて失業者の退職手当の支給内容を拡充するため、条例の一部を改正するものである。

議第 9 0 号

人吉応援団基金条例の一部を改正する条例

人吉応援団基金条例（平成 2 0 年人吉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「費用」の次に「又は応援団条例の寄附を受けるために必要な費用」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人吉応援団基金を処分できる事項を追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第 9 1 号

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 4 4 年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 1 1 3 条の 2 第 2 項」を「第 1 1 3 条の 3 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

土地改良法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 3 9 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 9 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
人吉市体育施設
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
人吉市下城本町 1 5 6 6 番地 1
N P O 法人 人吉市体育協会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

公の施設について、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決が必要である。

議第 9 3 号

損害の賠償について

市は、水道管漏水に伴う路面陥没による車両損傷事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 29 年 7 月 27 日午後 2 時 20 分頃、相手方車両が民家の浄化槽の清掃を行うため、市道大柿地内第 7 号線を後退していたところ、当該市道に埋設している水道管の漏水に起因する路面陥没により相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

440,040 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 29 年 11 月 28 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 9 4 号

損害の賠償について

市は、市営住宅排水管の漏水による汚損事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 2 9 年 8 月 1 7 日午前 9 時頃、一二三ヶ迫団地に居住する相手方の部屋に設置されている排水管の接合部が外れたことに伴う漏水により、相手方が所有する財産が汚損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

1 7, 8 0 9 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。